

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和2年 5月 27日

前橋市長 様

提出者 〒379-2111

住 所 群馬県前橋市飯土井町426番地2

氏 名 群馬牛乳協業組合

代表理事 田崎 裕

電話番号 027-280-7151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和1年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	群馬牛乳協業組合
事 業 場 の 所 在 地	群馬県前橋市飯土井町426番地2
事 業 の 種 類	食料品製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和1年4月1日～令和2年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	11,363t	全 处 理 委 託 量	1,091t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	295t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	7t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	9,338t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			



(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



不要物等発生量

① 12952.10t



② 12952.10t

③ 11839.52t

項目	実績値	
①排出量	12952.10t	t
②自ら再生利用を行った量		t
⑤自ら熱回収を行った量		t
⑦自ら中間処理により減量した量	10763.20t	t
食料品製造業		t
⑩全処理委託量	1112.58t	t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	113.14t	t
⑫再生利用業者への処理委託量		t
⑬熱回収認定業者への処理委託量		t
⑭熱回収を行う業者への処理委託量		t

項目	自ら中間処理した後の残さ量	
④自ら中間処理	1076.32t	t
⑥自ら中間処理した量		t
⑧自ら再生利用を行った量		t
⑩直接及び自ら中間処理した後の残さ量		t
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	1112.58t	t
⑫のうち優良認定業者への処理委託量		t
⑬のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	113.14t	t

項目	自ら中間処理した後、再生利用した量	
②自ら直接再生利用した量		t
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量		t
⑤自ら中間処理した後、再生利用した量		t
⑨自ら中間処理した後、再生利用した量		t
⑪のうち再生利用業者への処理委託量		t
⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量		t
⑬のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量		t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



不要物等発生量
①

有償物量
②

排出量
① 0.93t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③

自ら中間処理した後
再生利用した量
④

①のうち再生利用
業者への処理委託量
⑤

項目 実績値
①排出量 0.93t
②+③自ら再生利用を行った量
⑤自ら熱回収を行った量
⑥自ら中間処理した後の残さ量
⑦自ら中間処理により減量した量
食料品製造業
⑩処理委託量
⑪優良認定処理業者への処理委託量
⑫再生利用業者への処理委託量
⑬熱回収認定業者への処理委託量
⑭熱回収を行なう業者への処理委託量

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑧

①のうち再生利用
業者への処理委託量
⑨

自ら中間処理した後
熱回収を行った量
⑩

自ら中間処理した後
直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑪

①のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑫

0.93t
⑬

①のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑭

0.70t
⑮

①のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑯

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)



不要物等発生量

有償物量

① 排出量
55.44t

② 自ら直接
再生利用した量
t

③ 自ら中間処理
した量
t

④ 自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
t

⑤ 自ら中間処理した後
自ら再生利用した量
t

項目	実績値
①排出量	55.44t
②+③自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑥自ら中間処理により減量した量	t
食料品製造業	t
⑩全処理委託量	55.44t
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	t
⑫再生利用業者への処 理委託量	t
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	t
⑭熱回収を行う業者への処 理委託量	t

⑥ 自ら中間処理した後
の残さ量
t

⑦ 自ら中間処理により減量した量
t

⑧ 自ら中間処理した後
再生利用した量
t

⑨ 自ら中間処理した後
自ら運立処分又は
海洋投入処分した量
t

⑩ 直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
t

⑪ のうち熱回収認定
業者への処理委託量
t

⑫ のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
t

⑬ のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
t

⑭ のうち再生利用
業者への処理委託量
t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：動植物性残さ)

)



不要物等発生量

排出量
23.71t

項目
①排出量
23.71t

項目
②③自ら再生利用を行った量
23.71t

項目
④自ら中間処理した量
23.71t

項目
⑤自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
23.71t

項目
⑥自ら中間処理した後
の残さ量
23.71t

項目
⑦自ら中間処理により減
量した量
23.71t

項目
⑧自ら中間処理を行った量
23.71t

項目
⑨自ら中間処理した後
の残さ量
23.71t

項目
⑩優良認定処理業者への
処理委託量
23.71t

項目
⑪のうち再生利用を
行う業者への処
理委託量
23.71t

項目
⑫再利用業者への処
理委託量
23.71t

項目
⑬熱回収認定業者への処
理委託量
23.71t

項目
⑭熱回収を行う業者への処
理委託量
23.71t

項目
⑮自ら直接
再生利用した量
23.71t

項目
⑯自ら中間処理した後
の残さ量
23.71t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：金属くず)



不要物等発生量

有償物量

排出量
16.20t

自ら直接
再生利用した量
②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑨

⑪のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫

⑪のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑯

項目
①排出量
②+③自ら再生利用を行った量
⑤自ら熱回収を行った量
⑦自ら中間処理により減量した量
食料品製造業
⑩全処理委託量
⑪優良認定処理業者への処理委託量
⑫再生利用業者への処理委託量
⑬熱回収認定業者への処理委託量
⑭熱回収を行った業者以外の処理委託量

自ら中間処理
した量
④

自ら中間処理した
後の残さ量
⑥

⑪のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑯

自ら中間処理によ
り減量した量
⑦

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑮

⑪のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑯

16.20t
⑯

⑪のうち優良認定
業者への
処理委託量
⑯

16.20t
⑯

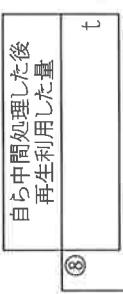
⑪のうち熱回収認定
業者への
処理委託量
⑯

16.20t
⑯

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)



①排出量	実績値 10.01t	
②+③自ら再生利用を行った量	t	
⑤自ら中間処理により減量した量	t	
食料品製造業	t	
⑩全処理委託量	10.01t	
⑪優良認定業者への処理委託量	t	
⑫再生利用業者への処理委託量	10.01t	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t	
⑭熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	t	

項目	排出量 10.01t	
④自ら中間処理した量	t	
⑥自ら中間処理した後の残さ量	t	
⑦自ら中間処理により減量した量	t	
⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	t	
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	t	
⑫のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	t	
⑬のうち優良認定業者への処理委託量	t	
⑭のうち再生利用業者への処理委託量	t	

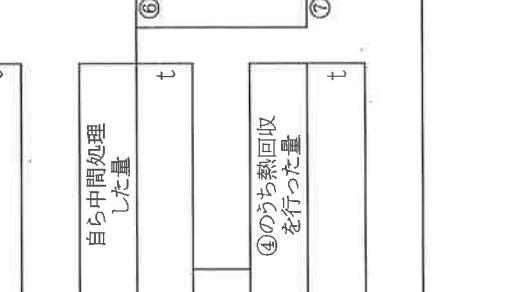
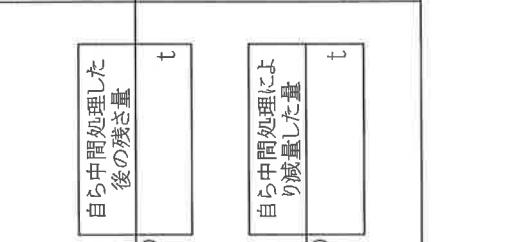
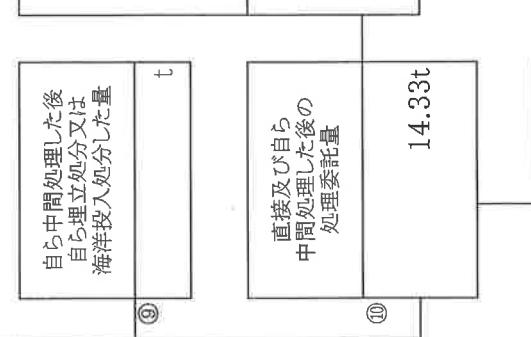
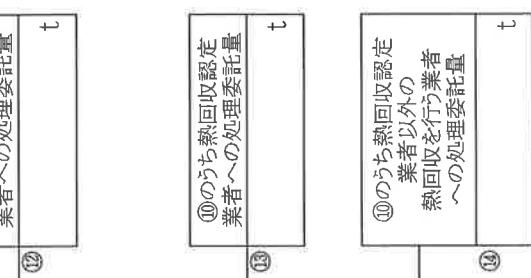
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 無酸



(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) 食料品製造業
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。